

第4次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画について

位置づけ等

位置づけ: 市教育振興基本計画の実施計画
厚労省指針における「心の健康づくり計画」
計画期間: R7～11年度の5年間

これまでの取組

- 第1次計画【H22～24】(H22.3月策定)
- 第2次計画【H27～30】(H27.6月策定)
- 第3次計画【R元～ 6】(R元.6月策定)

○第4次計画検討委員会

- ・市立学校安全衛生委員会から選出された委員
産業医、小・中学校校長会代表、教職員組合代表、
職員部関係課長で構成。会長は職員部長。
- ・R6年度に3回開催

現状と課題

○心の病気による休職者の推移

- ・R6年度の休職者割合は1.01%(94人)。
- ・初任者(採用5年目以内)の休職率が高い。

→**経験年数が短い職員への支援が必要**

区分	R3	R4	R5	R6	勤続年数	心の病気による休職者の 勤続年数別割合		
心の病気による 休職者数(人)	93	103	95	94		R3	R4	R5
心の病気による 休職者数の割合(%)	1.09	1.18	1.05	1.01	1～5年目	34.4%	31.1%	20.0%
					6～10年目	21.5%	22.3%	27.4%
					11～15年目	15.1%	15.5%	17.9%
					16～20年目	8.6%	12.6%	15.8%
					21年目以上	20.4%	18.4%	18.9%

○長時間勤務の教職員への対応

- ・市立学校全体の時間外在校等時間は減少している一
方、時間外在校等時間数が多い教職員が存在する。

→**健康管理の観点からも早期の対応が必要**

目標値等

- ◆ 目指す姿
「教職員が心身ともに健康で、その能力を発揮して、子どもと向き合うことができる」

◆ 取組みの指標

- ①「全教職員に占める心の病気による休職者の割合」 **▶ R6現状値(1.01%)より減少**
- ②「ストレスチェックの結果の活用や研修など、教職員自身の心身の健康状態につき振り返り対処する機会が提供されていると思いますか」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合 **▶ R6現状値(小90.4%・中92.9%)より増加**

方向性及び取組み

第4次計画では、これまでの取組みを継続しつつ、下記に重点を置いて取組みの充実を図る。

【重点】

- ★初任者やミドルリーダーに対する予防的対策の充実
- ★長時間勤務に対する健康管理の強化

【主な取組み内容】 ※詳細は計画P10～

第1次予防(心の健康の保持増進と予防的対策)

- ・専門家の学校派遣によるメンタルヘルス職場研修の実施
- ・管理監督者を対象とするメンタルヘルス研修の実施
- ・初任者(採用5年以内)やミドルリーダーを対象とした研修の実施 **新規**
- ・ストレス対処法や相談窓口等の情報をまとめた手引きの配布
- ・「ストレスチェック」の実施 **充実**
- ・初任者(採用1年目)への健康管理専門員等による相談対応等の支援 **新規**

第2次予防(早期発見と早期対策)

- ・健康管理専門員による「心の健康相談」の実施
- ・長時間勤務に対する「医師による面接指導」の実施 **充実**
- ・関係団体・機関との連携強化 **充実**

第3次予防(再発予防と職場復帰支援)

- ・健康管理専門員による休職者への復職面談
- ・心の病気による休職からの「職場復帰訓練」の実施
- ・復職支援として、復職者の在籍校に講師を配置

第4次

福岡市立学校教職員心の健康づくり計画

令和7年 6 月
福岡市教育委員会

目 次

1 はじめに	 1
計画策定の趣旨	
2 これまでの取組みと現状及び課題	 2
(1) 第1次計画～第2次計画の取組みと評価	
(2) 第3次計画の取組みと評価	
(3) 心の病気による休職者の推移	
(4) 学校や教職員を取り巻く環境の変化	
3 心の健康づくりに関する施策の推進	 5
(1) 第4次計画の位置づけについて	
(2) 第4次計画の取組みの方向性	
(3) 推進体制	
(4) 取組み内容	
4 これまでの取組みの実績	 15
5 心の健康に関する相談窓口	 18

1 はじめに

計画策定の趣旨

本市教育委員会においては、平成 22 年3月に「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」(以下「第1次計画」という。)を策定して以降、平成 27 年6月には「第2次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」(以下「第2次計画」という。)、令和元年6月には「第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」(以下「第3次計画」という。)を策定し、心の健康の保持増進と予防的対策(1次予防)、早期発見と早期対策(2次予防)、再発防止と職場復帰支援(3次予防)が円滑に行われるよう、様々な取組みを進めてきました。その結果、一定の成果は上がりましたが、教職員に占める心の病気による病気休職者の割合は、平成 29 年度以降、増加傾向が続いています。

第3次計画の計画期間は令和6年度までとなっていますが、こうした現状を踏まえ、引き続き対策を講じていく必要があることから、「第4次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」(以下「第4次計画」という。)を策定します。

教職員の一人ひとりが健康で子どもと向き合うことができるよう、これまでの取組みを基礎としつつ内容の充実を図りながら、学校現場、教職員及びその家族、関係機関・部署などと連携して、心の健康づくりを進めてまいります。

2 これまでの取組みと現状及び課題

(1) 第1次計画～第2次計画の取組みと評価

第1次計画では、心の健康の保持増進と予防的対策(1次予防)や早期発見と早期対策(2次予防)、再発防止と職場復帰支援(3次予防)の項目ごとの取組みを整理し、推進したことにより、教職員に占める心の病気による休職者数の割合が減少しましたが、研修内容の充実や相談窓口の周知が不十分等の課題がありました。

第2次計画では、第1次計画の取組みを継続するとともに、課題等を踏まえて、主に40～50代を対象としたリフレッシュセミナーの実施や、研修の機会等を捉えて相談窓口の周知を行ったほか、管理監督者による転入教職員への面接実施、病気休暇者の療養及び復帰支援など、更なるメンタルヘルス対策の取組みの充実を図ったことにより、平成28年度までは教職員に占める心の病気による休職者数の割合が減少しましたが、平成29年度以降は病気休職者の割合が増加に転じ、各職場におけるセルフケア等メンタルヘルス対策に関する意識の向上や、管理監督者による職場復帰支援の充実が課題として残りました。

(2) 第3次計画の取組みと評価

第3次計画では、第2次計画の課題等を踏まえ、専門家派遣によるメンタルヘルス職場研修などの予防的対策や、管理監督者に対するメンタルヘルス研修など職位に応じた支援の充実等を図りました。その結果、教職員に占める心の病気による休職者数の割合が令和5年度以降は前年度より減少するなど、一定の成果は上がりましたが、依然として全国の傾向と同様に増加傾向にあり、継続して課題に取り組んでいく必要があります。

① 心の健康の保持増進と予防的対策(1次予防)

心の健康に関する専門家を各学校に派遣し、職場研修を実施したほか、校長や教頭を対象とした管理職研修や、初任者(採用5年目以内)への研修によるセルフケアの推進を図ったが、休職率が高い初任者(採用5年目以内)へのさらなる支援や、職員の年齢構成の変化により、早期に学校の中心を担う立場にあるミドルリーダーの支援による予防的対策を強化する必要がある。

② 早期発見と早期対策(2次予防)

関係団体・機関の相談窓口について研修等の機会を捉えて周知したが、相談希望者が必要な時に必要な情報を入手できるよう、更なる周知を行う必要がある。

また、時間外在校等時間が一定時間を超えるなどして疲労度が高い職員に対しては、メンタルヘルス対策の観点からも産業医面接の推奨などにより、メンタルヘルスの不調を早期に発見し、対策を講じる必要がある。

③ 再発防止と職場復帰支援(3次予防)

休職中の教職員が円滑に職場復帰できるよう職場復帰訓練を実施したほか、職場復帰した教職員に対して、教職員健康管理専門員が復職面談を行う等の支援を行ったが、復帰後1年以内に再休職に入る病気休職者もいることから、引き続き職場復帰した教職員について管理監督者と協力し支援する必要がある。

(3) 心の病気による休職者の推移

全教職員に占める心の病気による休職者の割合は、平成26年度以降減少し、平成28年度には0.47%となりましたが、平成29年度以降増加傾向にあります。令和2年度を除き、増加傾向は継続していましたが、令和5年度からは前年度と比較して減少しています(表1)。なお、全国的にも心の病気による休職者の割合は増加傾向にあります(表2)。

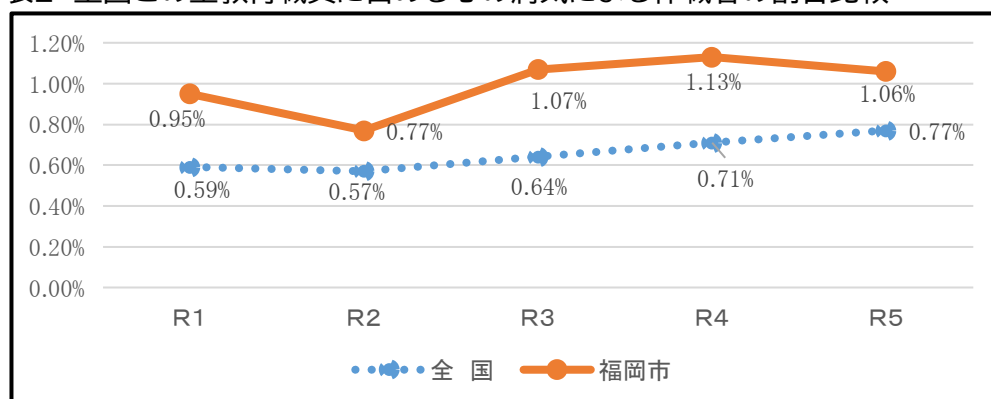
また、心の病気による休職者の勤続年数別割合では、令和4年度までは採用5年目までの教職員が最も高い割合を占め、令和5年度も約2割となっていることから、経験年数の短い教職員に対する支援が課題となっています(表3)。

表1 全教職員に占める心の病気による休職者の割合の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
心の病気による休職者数(人)	51	43	37	36	55	69	77	65	93	103	95	94
教職員に占める心の病気による休職者数の割合(%)	0.68	0.57	0.49	0.47	0.70	0.86	0.96	0.79	1.09	1.18	1.05	1.01
目標数値(%)	0.75以下	0.59以下					0.45以下					

※上記の休職者数には事務職員含む。

表2 全国との全教育職員に占める心の病気による休職者の割合比較



出典: 文部科学省「精神疾患による病気休職者数の推移(教育職員)」

表3 心の病気による休職者の勤続年数別割合

勤続年数	R2	R3	R4	R5
1～5年目	27.7%	34.4%	31.1%	20.0%
6～10年目	26.2%	21.5%	22.3%	27.4%
11～15年目	9.2%	15.1%	15.5%	17.9%
16～20年目	9.2%	8.6%	12.6%	15.8%
21年目以上	27.7%	20.4%	18.4%	18.9%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 学校や教職員を取り巻く環境の変化

子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化するとともに、少子化や人口減少の進行など、家庭や地域をめぐる状況も大きく変化してきている中、保護者や地域からの学校や教職員に対する期待は高まっています。

児童生徒に効果的な教育活動を行い、学校教育の質を維持・向上させるためには、教職員自身の生活の質を向上させ、心身ともに充実した状態で、生き生きと児童生徒と向き合う時間等を十分に確保し、能力を最大限に発揮できる環境を整備する必要があります。

教育委員会では「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」等を策定し、学校の業務改善に取り組んできた結果、市立学校全体の時間外在校等時間は減少しているものの(表4)、メンタルヘルスの観点からも、引き続き学校の働き方改革に取り組んでいく必要があります。

表4 市立学校全体の教職員の平均時間外在校等時間

	R 4	R 5
平均時間外在校等時間	35.6時間	32.6時間

3 心の健康づくりに関する施策の推進

(1) 第4次計画の位置づけについて

教職員の心の病気の現状と課題を踏まえ、第3次福岡市教育振興基本計画において、「教職員の確保及び資質・能力の向上」の取組みの1つとして、教職員のメンタルヘルス対策の取組みを推進していくこととしており、福岡市教育振興基本計画の実施計画として、また「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に掲げる「心の健康づくり計画」として「第4次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」を策定します。

① 実施期間

令和7年度～令和11年度までの5年間とします。なお、この間の実施状況やその成果を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、実情に則したものとしていきます。

② 心の健康づくり計画の目標

心の健康づくりを推進するにあたり、目指す姿を次の通り定めます。

〈目指す姿〉

「教職員が心身ともに健康で、その能力を発揮して、子どもと向き合うことができる」

取組みの指標は、第3次計画で指標としている下記①に加え、メンタルヘルス不調の早期発見・対処のため、ストレスチェックの活用に関わる②とし、それぞれ現状値からの減少又は増加を目指します。

指標		現状値 (R6)	目標 (R11)
①「全教職員に占める心の病気による休職者の割合」	教職員	1.01%	減少
②「ストレスチェックの結果の活用や研修など、教職員自身の心身の健康状態につき振り返り対処する機会が提供されていると思いますか」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査)	小学校	90.4%	増加
	中学校	92.9%	増加

(2) 第4次計画の取組みの方向性

基本的に第3次計画における取組みを継続するとともに、本市の現状と課題を踏まえ、以下の項目に重点を置いて、従来からの取組みの拡充や、新たな事業に取り組みます。

① 初任者(採用5年以内)やミドルリーダーに対する予防的対策の充実

経験年数の短い初任者(採用5年以内)やミドルリーダーが自らのストレスに気づき、対処する方法を知る機会となるよう、きめ細かなセルフケア研修など予防的対策の充実を図り、心の病気による不調を未然に防ぐよう取り組みます。

② 長時間勤務に対する健康管理の強化

長時間勤務によるメンタルヘルス不調を未然に防ぐため、時間外在校等時間数が一定以上の教職員に対し、疲労度の確認も行いながら、医師等による面接指導を受けやすい体制づくりを行います。

(3) 推進体制

心の健康づくりに向けた取組みとして、「第1次予防(心の健康の保持増進と予防的対策)」→「第2次予防(早期発見と早期対策)」→「第3次予防(再発防止と職場復帰支援)」の3段階の取組みを総合的に推進します。

推進にあたっては、教職員本人や家族によるセルフケアのみによることなく、管理監督者によるケアや健康管理スタッフによるケア、福利厚生団体や、安全衛生委員会など関係組織との連携強化などにより体制の充実を図っていきます。

① セルフケアの推進

心の健康づくりのためには、教職員自身がストレスに気づき、これに対処(セルフケア)するための知識・方法を身につけて、その実践に努めることが重要です。このため、教職員がセルフケアに関する知識・方法を身につけることができるよう、研修や情報提供の充実に取り組むほか、専門家に相談できる窓口の周知を図ります。また、教職員の家族を対象として、心の健康問題を抱えた教職員のよき理解者・支援者となってもらえるよう、特に、家庭や個人生活など、職場外のストレスへの対処に関して協力が得られるよう、情報提供や相談窓口の周知を図ります。

② ラインによるケアの推進

管理監督者は、人事管理・健康管理の一環として、次に掲げるようなラインによるケアを推進する必要があります。

- ・ 教職員の健康状態を把握し、自発的に相談しやすい環境をつくることで、心の健康問題を抱える教職員の早期発見とその支援に努める。
- ・ 教職員の年代や能力の個性を活かした業務の質・量の配慮、職場内のコミュニケーションの活性化や組織風土づくり、人間関係の調整、特別のストレス要因への対応など、快適な職場づくりを行う。
- ・ 病気休職中の教職員に対しては、健康管理スタッフ等と協力し適宜病状等を把握しながら、円滑な職場復帰のための環境づくり及び復職後の支援を行う。
- ・ 年休取得の促進や勤務間インターバルの徹底、行事の精選など、教職員の長時間勤務の解消や負担軽減に向けた取組みを推進する。

このため、管理監督者を対象とする研修や情報提供の充実を図るほか、健康管理スタッフとの連携による支援・相談体制の充実を図ります。

また、各学校で選任されている衛生管理者や衛生推進者は、管理監督者、産業保健スタッフとも連携を図りながら、職場におけるメンタルヘルス研修の企画や実施、職場環境等の改善などに取り組みます。

③ 健康管理スタッフによる支援

ア 産業保健スタッフ

教職員健康管理専門員など産業保健スタッフは、各学校の管理監督者、人事労務スタッフ、関係団体・機関との連携を図り、心の健康づくりに関する取組みの推進、各学校の心の病気を抱えた教職員の支援などに取り組みます。

イ 人事労務担当

人事労務担当は、管理監督者や教職員健康管理専門員などと連携し、教職員の能力や適性に応じた人事配置や適切な服務管理に取り組みます。

④ 関係団体・機関との連携

福岡市教職員互助会、公立学校共済組合などの関係団体や、各関係機関とも協力し、効果的な教職員の心の健康の保持増進対策の実施と、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

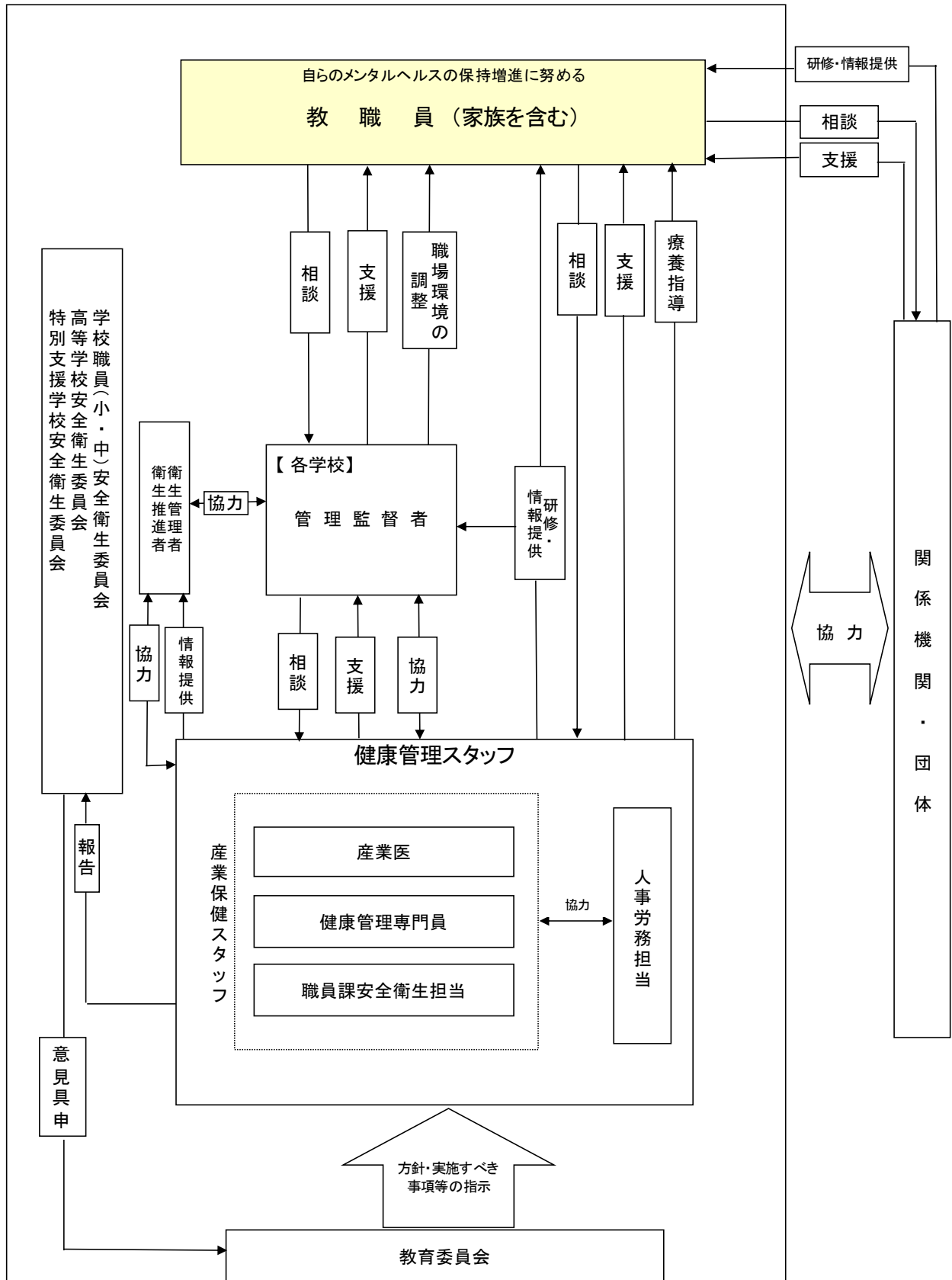
⑤ 安全衛生委員会による計画の点検

学校職員(小・中)安全衛生委員会、特別支援学校安全衛生委員会及び高等学校安全衛生委員会(以下「安全衛生委員会」という。)は、本計画の進行状況等を点検し、必要に応じ、教育委員会に対して意見を述べるものとします。

⑥ 個人情報の保護

メンタルヘルス対策の推進にあたっては、健康情報を含む教職員の個人情報の保護に配慮することが極めて重要です。管理監督者や健康管理スタッフなど、メンタルヘルス対策に関わる職員は、知り得た個人情報の保護と教職員の意思の尊重に十分留意し、個人情報の適切な取り扱いを行います。

福岡市立学校教職員の心の健康づくり推進体制



(4) 取組み内容

① 心の健康の保持増進と予防的対策(一次予防)

ア 研修事業	専門家の学校派遣によるメンタルヘルス職場研修の実施	
	管理監督者を対象とするメンタルヘルス研修の実施	
	リフレッシュセミナーの実施	
	学校主催セミナーへの研修等講師派遣	
	初任者(採用5年以内)へのセルフケア推進研修の実施	充実
	ミドルリーダーを対象とするメンタルヘルス研修の実施	新規
イ 情報提供	教職員対象の「心の健康づくりの手引き」の活用促進	
	安全衛生委員会等への職場の健康づくりのための情報提供	
	メンタルヘルスを含む健康管理に関する情報発信	
ウ その他	働き方改革の推進	
	管理監督者による転入教職員への面接	
	「ストレスチェック」の実施	充実
	初任者(採用1年目)への支援等	新規

② 早期発見と早期対策(二次予防)

ア 相談事業	教職員健康管理専門員による「心の健康相談」の実施	
	長時間勤務に対する「医師による面接指導」の実施	充実
	「教職員相談室」の実施(市教職員互助会の実施)	
	「公立学校共済組合員 電話・面談相談」の案内(公立学校共済組合の実施)	
イ 情報提供	ストレスチェックの高ストレス者に対する面接指導の実施	
	管理監督者を対象とする「メンタルヘルスの手引き」の活用促進	
	関係団体・機関の相談窓口等事業の周知	
ウ その他	関係団体・機関との連携強化	充実

③ 再発予防と職場復帰支援(三次予防)

ア 復職支援事業	教職員健康管理専門員による心の病気による休職者への支援	
	心の病気による休職からの「職場復帰訓練」の実施	
	復職支援に係る講師の配置	
	病気休暇者の療養及び復職支援の充実	
イ 情報提供	管理監督者を対象とする「メンタルヘルスの手引き」の活用促進(再掲)	
ウ その他	管理監督者による復職者への支援の実施	

① 心の健康の保持増進と予防的対策(一次予防)

ア 研修事業

○ 専門家の学校派遣によるメンタルヘルス職場研修の実施

各職員がセルフケアの知識を習得し、また職場でのコミュニケーションづくりに活かせるよう、心の健康に関する専門家(精神保健福祉士など)を各学校に派遣して職場研修を実施します。

○ 管理監督者を対象とするメンタルヘルス研修の実施

校長、教頭を対象としたラインケアに関する研修を実施します。研修内容については、管理職のセルフケアの必要性等も踏まえながら充実を図ります。

○ リフレッシュセミナーの実施(市教職員互助会と共催)

心と体のリラクゼーションとリフレッシュを目的として、市教職員互助会と共催でセミナーを実施します。

○ 学校主催セミナーへの研修等講師派遣(市教職員互助会の実施)

各学校で開催する職場研修の活性化及び心の健康づくりを支援するため、市教職員互助会と共催でセミナーの講師(臨床心理士等)を各学校へ派遣します。

○ 初任者(採用5年以内)へのセルフケア推進研修の実施【充実】

採用5年目以内の各年度職員が、メンタルヘルスに関する知識を習得できるよう研修を実施します。

○ ミドルリーダーを対象とするメンタルヘルス研修の実施【新規】

ミドルリーダーの役割を担う中堅層の職員がセルフケアについて再認識し、また同僚同士が相談しやすい環境整備の支援もできるよう、教育センター等と連携しながら、主幹教諭等に対して研修を実施します。

イ 情報提供

○ 教職員対象の「心の健康づくりの手引き」の活用促進

ストレスへの気づきや対処法などをまとめた手引きを教職員 NEXT に掲示するとともに、新規採用職員に配付して周知します。

○ 安全衛生委員会等への職場の健康づくりのための情報提供

衛生管理者・衛生推進者等の関係者に安全衛生委員会の議題として職場の健康づくり等の情報を提供するなど、安全衛生委員会等の更なる活用を図ります。

○ メンタルヘルスを含む健康管理に関する情報発信

健康診断やストレスチェック実施の機会などを利用し、ストレス対処法に関する情報や各種相談窓口の情報、また健康管理情報などについて広報を行います。

ウ その他

○ 働き方改革の推進

「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、引き続き、学校の働き方改革を推進し、長時間勤務の解消や負担軽減に向けて取り組みます。

○ 管理監督者による転入教職員への面接

職場環境の変化が心の健康の不調の要因とならないよう、心の健康状況を把握するため、管理監督者が転入教職員等と面接を実施する機会を設けます。

○ 「ストレスチェック」の実施 【充実】

教職員自身が自身のストレスの状況や要因を把握するため、ストレスチェックを実施するとともに、自ら早期に対処できるよう相談窓口の周知を行います。また、良好な職場環境の整備に向けて、集団分析結果等が活用できるよう情報提供を行い、高ストレス者の減少を図ります。

○ 初任者(採用1年目)への支援等 【新規】

初任者が学校での人間関係等の悩みを抱え、メンタルヘルス不調とならないよう、健康管理専門員等が、不調になる前の早い段階で、相談対応等適切な支援を行います。

② 早期発見と早期対策(二次予防)

ア 相談事業

○ 教職員健康管理専門員による「心の健康相談」の実施

教職員健康管理専門員が電話や面談、メールなどにより、教職員及びその家族を対象として心の健康に関する相談を実施します。また、管理監督者を対象とした、所属教職員の健康に関する相談実施します。

○ 長時間勤務に対する「医師による面接指導」の実施【充実】

長時間勤務者に対する医師による面接指導の制度を周知するとともに、教職員の在校等時間を把握し、長時間勤務を行った教職員に対し、健康管理専門員が疲労度の確認も行いながら、医師による面接指導を実施します。

○ 「教職員相談室」の実施(市教職員互助会の実施)

教職員及びその家族を対象として、専門家(臨床心理士)による「教職員相談室」を実施します。

○ 「公立学校共済組合員 電話・面談相談」の案内(公立学校共済組合の実施)

職場のストレスや心身の不安、対人関係等の悩みについての相談を受け付け、相談窓口を案内します。

イ 情報提供

○ ストレスチェックの高ストレス者に対する面接指導の実施

ストレスチェックの結果、高ストレスとなった教職員に対して、引き続き医師による面接指導の受診等を推奨します。

○ 管理監督者を対象とする「メンタルヘルスの手引き」の活用促進

手引きの充実を図るほか、心の健康問題を抱えた教職員の早期発見を促し、対応の段階から参考となるよう、研修の機会などを利用して周知します。

○ 関係団体・機関の相談窓口等事業の周知

公立学校共済組合九州中央病院が行う「メンタルヘルス相談」など、関係機関の相談窓口等についても、研修の機会などを利用して、周知を図ります。

ウ その他

○ 関係団体・機関との連携強化【充実】

公立学校共済組合九州中央病院等の事業場外専門機関からの情報収集を強化し、各事業の情報共有を行うなど連携・強化を図ります。

③ 再発予防と職場復帰支援(三次予防)

ア 復帰支援事業

○ 教職員健康管理専門員による心の病気による休職者への支援

心の病気により休職した教職員からの相談や、管理監督者との情報共有により、教職員の病状の把握を行います。また、復職後の健康管理及び再発防止のため、教職員健康管理専門員が学校訪問や電話を通して面談を実施し健康管理を行います。

○ 心の病気による休職からの「職場復帰訓練」の実施

管理監督者と協力しながら、休職中の教職員が円滑に職場復帰できるよう、病状に応じた効果的な訓練の実施を支援します。

○ 復職支援に係る講師の配置

心の病気により休職した教職員が職場に復帰した後、病気の再発防止や、職務及び職場への適応性を回復させるため、復職から3ヵ月の間、講師を配置します。

○ 病気休暇者の療養及び復職支援の充実

手引きの内容等の充実を図るほか、病気休暇・休職者の円滑な職場復帰や再発防止の支援のために手引きが活用されるよう、研修の機会などを利用して周知します。

イ 情報提供

○ 管理監督者を対象とする「メンタルヘルスの手引き」の活用促進(再掲)

病気休暇・休職者の円滑な職場復帰や再発防止の支援のために手引きが活用されるよう、研修の機会などを利用して周知します。

ウ その他

○ 管理監督者による復職者への支援の実施

管理監督者が、異動時に管理監督者間で配慮事項等の引継ぎを適切に行うほか、復職後1年間は、面接等により定期的に復職者の健康状況を把握するなど、再発防止に向けた支援を行います。

4 これまでの取組みの実績

① 心の健康の保持増進と予防的対策（一次予防）

○ 専門家の学校派遣によるメンタルヘルス職場研修の実施（資料1）

（表）実施校数及び参加者数

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施校数	50校	0校	43校	46校	48校	49校
参加者数	1,409人	－	－	1,566人	1,571人	1,766人

※R2 は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等を考慮し、未実施。

○ 管理監督者を対象とするメンタルヘルス研修の実施（資料2）

（表）校長研修(新任研修含む。)の参加者数

区分		R1	R2	R3	R4	R5	R6
校長研修	参加者数	211人	219人	219人	222人	225人	227人
	実施日	R1.9.20	R2.9月	R3.9.9	R4.5.18	R5.5.25	R6.5.13
新任校長	参加者数	36人	－	33人	32人	－	19人
	実施日	H31.4.22	－	R3.5.11	R4.4.18	－	R6.4～

※校長研修について、R2 は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等を考慮し、資料のみ配布。

※新任校長研修について、R2 は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等を考慮し、R5 は教育センターの研修見直し等に伴う実施方法検討により、未実施(R6 よりオンデマンドで実施)。

（表）新任教頭研修の参加者数

区分		R1	R2	R3	R4	R5	R6
新任教頭研修	参加者数	40人	43人	54人	61人	49人	44人
	実施日	R1.5.8	R2.7月	オンデマンド			

※R2 は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等を考慮し、資料のみ配布。(R3よりオンデマンドで実施)。

○ 「ストレスチェック」の実施（資料3）

（表）対象者数と回収率

（教職員）	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象者数	8,197人	8,428人	8,521人	9,487人	9,757人	10,241人
回収率	86.0%	89.2%	87.7%	87.8%	85.3%	86.8%

② 早期発見と早期対策(二次予防)

○ 長時間勤務に対する「医師による面接指導」の実施（資料4）

(表) 面接実施者数

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
面接実施者	1人	3人	2人	4人	9人	33人

○ 教職員とその家族が相談できる「教職員相談室」の実施(市教職員互助会の主催)(資料5)

(表) 相談件数 ※延べ人数

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	132件	127件	142件	128件	188件	163件

○ ストレスチェックの高ストレス者への面接指導の実施（資料6）

(表) 面接実施者数

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
面接実施者 (高ストレス者)	13人	18人	13人	20人	12人	21人

③ 再発防止と職場復帰支援(三次予防)

○ 教職員健康管理専門員による心の病気による休職者への支援（資料7）

(表 1) 年度別(4月1日～3月31日)の復職者についての面談等実施状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
復職支援者	51人	38人	34人	65人	66人	73人

(表 2) 面談件数 ※各年度の面談件数(対象者は当該年度以前の復職者等含む)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健康管理専門員 面談実績	156回	94回	99回	123回	160回	158回

○ 心の病気による休職からの「職場復帰訓練」の実施（資料8）

（表）各年度（4月1日～3月31日）の復職者についての職場復帰訓練実施状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施率	37.8%	53.3%	45.8%	53.3%	49.1%	48.9%
実施者数	14人	16(17)人	22人	32人	26(27)人	23人
復職者数	37(38)人	30(31)人	48人	60人	53(55)人	47(48)人

※上記の実施者数、復職者数における（ ）は延べ人数

○ 復職支援に係る講師の配置（資料9）

（表）各年度（4月1日～3月31日）の復職者についての講師配置状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
配置人数計	29人	13人	20人	19人	23人	24人

5 心の健康に関する相談窓口

教育委員会職員課

教職員健康管理専門員による心と身体の健康に関する相談を電話や電子メール、面談により行います。

- 対象者:市立学校の教職員及びその家族、管理監督者
- 日時:月～金曜日の10時30分～16時30分
- 利用方法:面談を希望の場合は、事前に健康管理専門員と相談日時を打ち合わせの上利用可能
- 電話:711-4298
- メール:kenkokanrisenmonin@city.fukuoka.lg.jp

福岡市教職員互助会

以下のような会員及び家族の一身上の問題について相談に応じます。

〔健康、職場、経済上、家庭生活・結婚生活、職場外、
その他精神的な悩みに関する事〕

- 対象者:互助会員の会員及びその家族
- 日時:毎週水・木曜日の14時～19時
- 利用方法:電話(水・木曜日 14時～17時)又は電子メールで相談員と相談日時を打ち合わせの上利用可能
- 相談料:無料
- 場所:福岡市中央区赤坂2丁目2-10 ダイナコート赤坂102号
- 電話:781-5066 ※詳細については、「互助会のしおり」をご覧ください。
- メール: soudan@fuk-gojyo.jp(予約専用)

公立学校共済組合 九州中央病院

職場のストレスや心身の不安、家庭や対人関係での悩みについての相談に、対面又はオンラインで応じます。

- 対象者:公立学校共済組合員及びその被扶養者
- 日時:月～金曜日の9時～16時
- 利用方法:電話にて申し込み(完全予約制)
- 相談料:無料(但し、投薬や検査等が必要となった場合は保険診療となりますので、対面の場合は、組合員証及び印鑑を持参してください。)
- 場所:福岡市南区塩原3丁目23-1
- 電話:541-4936 ※「メンタルヘルス予約」と伝えてください。

用語の解説

○ 安全衛生委員会

労働安全衛生法等の規定に基づき設置し、教職員の安全と衛生に関する事項に関して、調査審議し、事業者に対して意見を述べる機関をいう。

○ セルフケア

教職員自身がストレスに気付き、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実践することをいう。

○ ラインによるケア

管理監督者によるメンタルヘルスケアをいう。

○ 管理監督者

校長、教頭など、教職員と日常的に接し、管理監督する者をいう。

○ 衛生管理者・衛生推進者

安全衛生管理体制の中で、各学校で選任されている者をいう。

○ 健康管理スタッフ

産業保健スタッフ、人事労務スタッフをいい、メンタルヘルスケアを推進する者をいう。

○ 産業保健スタッフ

産業医、教職員健康管理専門員、職員課安全衛生担当をいう。

○ 人事労務スタッフ

教職員の任用、配置等に携わる者をいう。

○ 関係団体・機関

健康管理スタッフ以外で、心の健康の保持増進について支援を行う団体や者、又は機関をいう。福岡市教職員互助会、公立学校共済組合のほか、主治医等(主治医、相談に応じるカウンセラー)、医療機関、相談機関、中央労働災害防止協会、地方公務員安全衛生推進協会等がこれにあたる。